

# 環境にやさしい設備に関する補助金

## (住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金)

### (電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金)

## 住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金

### ■ 補助対象事業

市内の自ら居住する住宅に、次に掲げる補助対象設備を設置する事業が対象です。

ただし、定置用蓄電システム（蓄電池）は、太陽光発電設備と同時に導入する場合のみ。

- 太陽光発電設備（屋根等への設置）
- 太陽光発電設備（ソーラーカーポート）
- 蓄電池

### ■ 補助金額

複数の設備を併せて設置する場合は、それぞれの補助金額を合算します。

- 太陽光発電設備（屋根等への設置） 補助率 **10/10**、上限 **7万円/kW**
- 太陽光発電設備（ソーラーカーポート） 補助率 **1/3**
- 蓄電池 補助率 **1/3**、上限 **5万円/kWh**

### ■ お問合せ先

環境共生課  
廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号  
TEL : 0829-30-9224



詳しくは、市ホームページにて手引きなど必ずご確認ください、**契約前に申請を  
してください（契約、設置後の申請はできません。）**。

## 電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金

ごみの減量化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機（ディスポーザー式は対象外）または非電動生ごみ処理器（コンポスト容器）を購入後、使用状況のモニター調査（購入後約 1 年間）に協力できる人に対して、購入費の一部を補助します。

### ■ 対象者

廿日市市内に住所があり、居住している人（事業者は除く）。ただし、補助は一世帯あたり 1 台までです。

### ■ 補助金額

家庭用電動・非電動生ごみ処理機購入額の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数は切り捨てです。）

（ただし、下記のとおり上限額があります。）

- 電動生ごみ処理機 上限 3 万円
- 非電動生ごみ処理器（コンポスト容器） 上限 3 千円

※必ず購入前に申請してください。

### ■ お問合せ先

循環型社会推進課  
廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号  
TEL : 0829-30-9133

電動 HP



非電動 HP

